

第4期

茨城町地域福祉計画・地域福祉活動計画

しあわせ はぐくむ ふくしのまち いばらき

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

茨城町・社会福祉法人 茨城町社会福祉協議会

1 地域福祉ってなに？

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、**地域の人と人とのつながりを大切にしながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくり**に向け、**地域住民や行政が相互に協力する仕組みを作ること**です。制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画ってどんな計画？

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

本町においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「**地域福祉計画**」と、それらを実現するための**地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」**を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

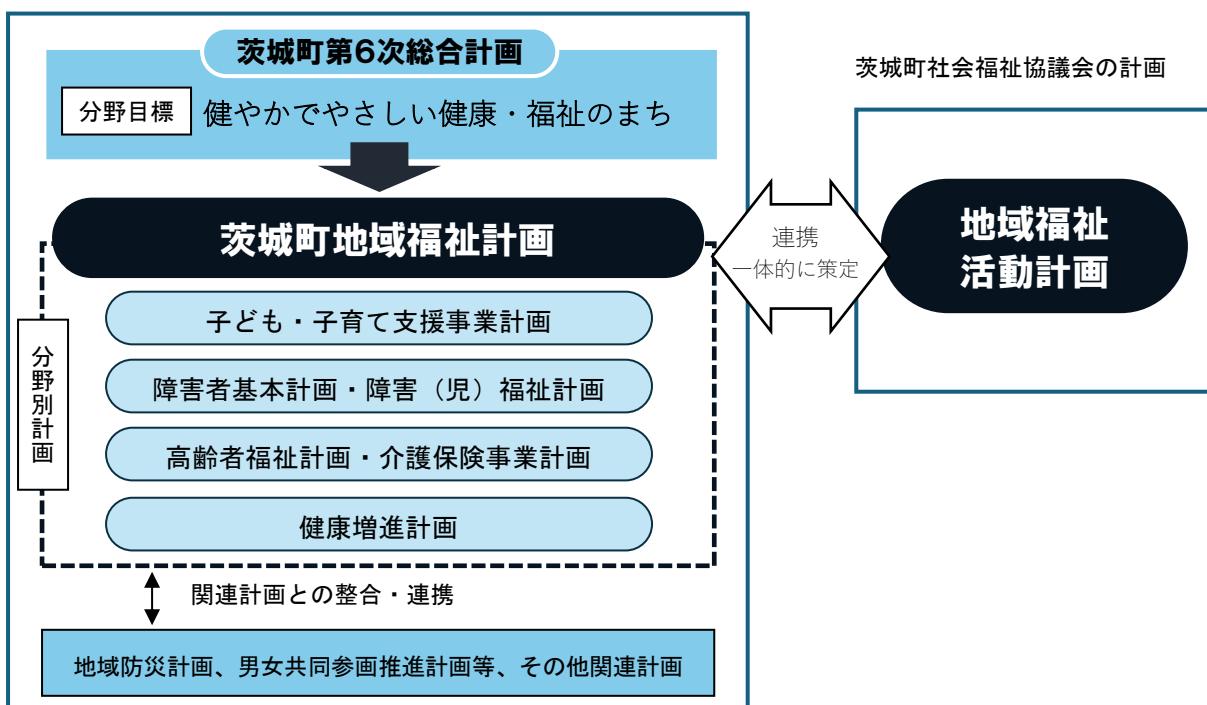
3 計画の位置づけと計画の期間

本計画は、本町の「茨城町第6次総合計画」を上位計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画を横断的につなげ、その他の関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、町民と多くの関係機関との協働により、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための、地域福祉推進の指針として位置づけます。

また、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

○茨城町地域福祉計画、地域福祉活動計画の位置づけ

茨城町の計画



4 計画の基本理念と基本目標

町の総合計画に掲げる茨城町が目指す「三世代が共に輝く元気交流空間　夢と希望を未来へつなぐまち」を実現するために、この計画の基本理念を以下のとおりとします。

【基本理念】

しあわせ はぐくむ ふくしのまち いばらき



全ての町民の交流と連携を基盤とした共感と共助のまちづくりを目指し、住民の夢が育める魅力あるまちをつくります。



基本目標1 未来を支える「仕組みづくり」

困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、支援につなぐ体制の構築を目指します。また、町民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき、公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが、住み慣れた町で自分らしく暮らせる、まちづくりを目指します。



基本目標2 未来を担う「人づくり」

町民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを深め、支え合う担い手づくりを目指します。



基本目標3 未来を紡ぐ「安心づくり」

一人ひとりの人権が尊重され、判断能力が十分でない人も地域で自立して本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護に関する制度の利用促進を進めます。また、地域の見守りや防災・防犯体制を強化し、安全で安心して暮らせる地域環境づくりを目指します。

«持続可能な地域づくり～SDGs の視点～»

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摶性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摶性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。本計画においても、SDGsの17の目標の達成に貢献していくことが求められます。



5 施策の展開

基本目標1 未来を支える「仕組みづくり」

1 制度やサービスの総合的な情報提供

支援を必要としている人が、制度の内容や利用の方法、サービス提供事業者の情報等を入手しやすいように広報紙やホームページ、パンフレット、SNSなど様々な媒体を活用し、必要なときに必要な情報が入手できるような仕組みづくりに努め、福祉サービスが適切に提供できるよう取組を推進します。

行政の施策の推進

- 福祉に関する情報提供の充実

社会福祉協議会の活動

- 福祉「いばらきまち」の発行
- 社会福祉協議会パンフレットの発行
- 社会福祉協議会ホームページの充実

町民や地域に期待する役割

- 行政や地域から発行される回覧板や広報紙等に必ず目を通しましょう。
- 福祉制度がどのようにになっているか、どのような福祉サービスがあるかなど、自分の知っている地域の情報を家族や知り合いに広めましょう。
- 行政区の活動や社会福祉協議会、ボランティア等の地域活動の情報を収集し、積極的に地域に発信しましょう。

2 見守りや包括的な支援体制の充実 **重点**

日常的な住民同士の見守りや支え合いによる相談機能の構築を図り、お互いの安心感や連帯感を醸成するとともに、支援を必要としている人が安心して地域で暮らし続けられるように関係機関や団体等と連携した相談・支援体制を充実します。

行政の施策の推進

- 地域の見守り活動の推進
- 支え合い助け合う地域づくり
- 総合相談体制・連携の充実
- 子育て世帯への見守り・支援の充実

社会福祉協議会の活動

- 心配ごと相談事業
- ふれあい近隣助け合い活動

町民や地域に期待する役割

- 一人で悩まず相談しましょう。
- 悩んでいる人がいたら相談にのり、専門機関や行政等につなげましょう。
- 地域の民生委員・児童委員や介護支援専門員等の専門職、行政などの相談窓口を知りましょう。
- 相談窓口や民生委員・児童委員等の相談員の情報を地域に広めましょう。
- 自分自身も誰かの相談相手になりましょう。



3 福祉施策・福祉サービス基盤の充実

高齢者や障がい者、子育て家庭など、支援や介助・介護を必要とする人が、住み慣れた地域で快適に安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を深めます。

行政の施策の推進

- 健康づくりの推進
- 福祉ニーズの把握・分析
- 福祉サービスを担う人材育成と確保 など

社会福祉協議会の活動

- 高齢者等給食サービス事業
- 緊急生活支援事業
- 生活福祉資金貸付事業 など

町民や地域に期待する役割

- 福祉サービスや制度について興味を持ち、内容の理解を深めましょう。
- 利用者に分かりやすい情報提供に努めるとともに、サービスの質の向上や職員等の資質・専門性の向上に努めましょう。
- 県や町で実施する各種研修会等へ積極的に参加し、専門性の向上に努めましょう。
- 利用者の声の把握・集積に努め、より良いサービス提供体制を構築しましょう。

基本目標2 未来を担う「人づくり」

1 地域福祉を担う意識の醸成

住民同士が地域の課題について直接話し合う機会の創造や住民による地域福祉活動の活性化を促すとともに、多様化する福祉ニーズに対する支援の充実に努めます。

行政の施策の推進	社会福祉協議会の活動
<ul style="list-style-type: none">●社会福祉協議会の機能強化●ボランティア活動等の啓発活動の推進●社会参加の促進 など	<ul style="list-style-type: none">●座談会の開催●地域づくり啓発事業
町民や地域に期待する役割	
<ul style="list-style-type: none">●地域の活動や行事に積極的に参加しましょう。●隣近所で支援が必要な方の情報を共有しましょう。●行政区活動の内容の充実や周知による参加者の増加に努めましょう。●地域の助け合いや支え合いの方法等について話し合い、実践してみましょう。●社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの関係機関や団体、行政との連携を深めましょう。	

2 思いやりの心を育む福祉教育の推進

学校教育や生涯学習等を通じ、町民一人ひとりが地域福祉への理解と関心を高め、地域での相互扶助機能の強化に努めます。

行政の施策の推進	社会福祉協議会の活動
<ul style="list-style-type: none">●福祉意識の高揚●福祉教育の推進●世代間交流の推進 など	<ul style="list-style-type: none">●三世代交流事業の開催●児童、生徒のやさしい心づくり(小中学校への支援)
町民や地域に期待する役割	
<ul style="list-style-type: none">●家庭内や隣近所同士で地域福祉について話し合ってみましょう。●関係機関・団体、行政等が開催する福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。●学校や福祉の現場と連携し、福祉教育を充実しましょう。	

3 地域福祉活動を担う人材の確保・育成 **重点**

近隣住民に対しサポートを行いたいと考えている人への支援として、活動に参加しやすくするための体制の整備や情報提供を行うとともに、町民一人ひとりが地域福祉を推進する担い手であるという意識の向上を図り、リーダーとして活躍できる人材や活動をコーディネートする人材の育成に努めます。

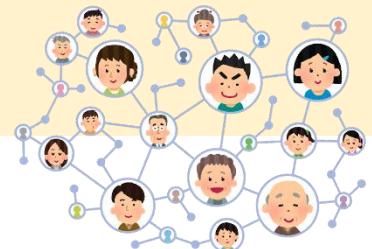
行政の施策の推進	社会福祉協議会の活動
<ul style="list-style-type: none">●地域の子育て環境の整備●民生委員・児童委員活動の支援●認知症サポーターの養成など	<ul style="list-style-type: none">●ボランティアセンター事業の強化●ボランティア活動基盤の整備●ボランティア講座の開催
町民や地域に期待する役割	
<ul style="list-style-type: none">●地域の活動やボランティア活動に関心を持ち、理解を深めましょう。●自分の持つ知識や技術が地域活動に生かせないか考えましょう。●ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加しましょう。●地域の住民誰もが参加しやすい活動を目指しましょう。●行政区活動など地域の役員(リーダー)は幅広い人材登用を図りましょう。	

4 地域福祉ネットワークの強化 重点

身近な地域におけるつながりを強化するために、誰もが気軽に参加できる交流の場を充実するとともに、地域全体の広がりのある地域活動の活性化及びネットワークの強化に努めます。

行政の施策の推進	社会福祉協議会の活動
<ul style="list-style-type: none">●地域医療体制の整備・充実●地域を支えるネットワークづくりの推進●NPO等の活動の支援	<ul style="list-style-type: none">●地区社協連絡協議会の運営●在宅ケアチームの推進●地域啓発活動 ●NPO等の活動の支援

町民や地域に期待する役割
<ul style="list-style-type: none">●近所で孤立していたり、閉じこもりがちな人に声をかけ、サロン活動やサークル活動に参加しましょう。●まずは隣近所のネットワークをつくりましょう。●行政区活動や交流事業に積極的に参加しましょう。●地域活動の拠点づくりの充実に努めましょう。●地域に必要なネットワーク機能を考え、社会福祉協議会や行政に相談してみましょう。



基本目標3 未来を紡ぐ「安心づくり」

1 災害時の支援体制の整備

行政と地域、関係機関・団体協働による防災・防犯体制を充実させるとともに、町民の防災・防犯に対する意識の向上やあいさつ・声かけ運動、見守り活動を活性化し、災害や犯罪に強い地域づくりを進めています。

また、避難行動要支援者名簿の作成をはじめ、行政と地域、関係機関・団体との情報の共有を図り、要支援者の避難支援体制の構築を進め、災害から要支援者を守る体制強化を図ります。

行政の施策の推進	社会福祉協議会の活動
<ul style="list-style-type: none">●自主防災組織の育成・強化●健康危機管理体制の整備●避難行動要支援者の支援体制の充実 など	<ul style="list-style-type: none">●災害時における支援体制の強化●避難行動要支援者の安否確認体制の強化

町民や地域に期待する役割
<ul style="list-style-type: none">●日頃から防災、防犯に対する意識を深めましょう。●地域の防災・防犯活動に参加しましょう。 ●自主防災、防犯組織の充実に努めましょう。●見守り・声かけを積極的に行いましょう。●常日頃から災害時を想定し、備えましょう。●要支援者の情報を地域で共有し、行政や関係機関・団体との協力体制を築きましょう。



2 安全・安心に関するまちづくりの推進

防犯や消費者トラブルに関する情報提供・啓発を行い、防犯意識の向上を図るとともに、地域住民や関係機関・団体が実施する防犯活動や青少年の非行防止活動を支援し、安心して生活できる地域づくりを推進します。

また、高齢者や子どもなどの年齢・段階に応じた交通安全教育による交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者や障がいがある人の移動手段を確保するため、デマンドタクシー等の事業を推進します。

行政の施策の推進	社会福祉協議会の活動
<ul style="list-style-type: none">●交通安全への取組の強化 ●防犯体策の推進●デマンドタクシー・障害者福祉タクシー・高齢者福祉タクシー助成事業の推進 など	<ul style="list-style-type: none">●外出や移動手段の確保などユニバーサルデザインに基づいた活動を推進

町民や地域に期待する役割
<ul style="list-style-type: none">●通行に支障があるなどの情報提供をしましょう。●障がいのある人、子ども連れの家族などがどのような場合に通行などに不便を感じるか考えてみましょう。●町で困っている人がいたら、声をかけ、手を差し伸べましょう。●地域の交通環境や既存の公共施設など、危険な箇所について把握し、町への情報提供や地域で可能な改善策に取り組みましょう。



3 誰ひとり取り残さない取組の推進 重点

成年後見制度などの権利擁護事業の普及・啓発活動を行うとともに、判断能力が十分でない人への支援を充実します。また、一人ひとりの人権が守られるよう関係機関等と連携し人権侵害の防止に努めます。

また、生活に困りごとを抱えている人に対し、個々の状況に応じた支援が行き届くよう、関係機関等と連携しながら問題の解決に努めます。

行政の施策の推進	社会福祉協議会の活動
<ul style="list-style-type: none">●高齢者や障がいのある人の権利擁護の推進●虐待防止、DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進●生活困窮者の自立を目指した支援の仕組みづくり、相談支援体制の充実●再犯防止の推進●孤独・孤立対策の推進	<ul style="list-style-type: none">●日常生活自立支援事業●生活福祉資金貸付事業●緊急生活支援事業

町民や地域に期待する役割
<ul style="list-style-type: none">●お互いの人権を尊重しましょう。●支援が必要な人に対する見守り・声かけを積極的に行いましょう。●権利擁護が必要な人の情報を関係機関等に提供しましょう。●虐待防止など、地域の見守り活動を強化しましょう。●地域で更生保護を支えるボランティアや団体の取り組みについて、知りましょう。

6 茨城町成年後見制度利用促進基本計画

本町においても認知症高齢者や精神障がい者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、今後、成年後見制度の利用が増加すると見込まれることから、成年後見制度利用促進に関する取組を推進するため、本計画と「茨城町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。

<成年後見制度利用促進に当たっての3つの基本的な考え方>

- ①ノーマライゼーション
(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③身上の保護の重視(財産管理のみならず、身の保護も重視)

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

いばらき県央地域連携中枢都市圏において、県央地域の9市町村が連携し、成年後見支援事業を実施しているため、地域連携ネットワークについても、いばらき県央地域連携中枢都市圏において設置することとします。

- (1)チーム
- (2)協議会(権利擁護地域連携ネットワーク協議会)
- (3)中核機関



2 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用を促進していくために、町民が制度の内容を適切に理解していることが重要であることから、制度の周知、啓発の強化に取り組み、制度の利用を必要とする人に十分に情報を届けられるようにします。また、本人や親族が安心して成年後見制度を利用できる仕組みとして、相談支援機能の強化を図るとともに、制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、町長申立てにつなげる等、早期対応支援に取り組みます。

- (1)広報・啓発等による周知・理解促進
- (2)身近な相談支援体制の整備
- (3)成年後見制度の利用に関する支援

7 茨城町再犯防止推進計画

本町では、罪を犯した人が、地域で孤立することなく、地域の一員として暮らし続けることのできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の取り組みを推進します。

1 再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進

(1)広報・啓発活動の推進

2 関係団体・関係機関との連携

(1)関係団体との連携及び活動支援 (2)関係機関との連携強化

3 犯罪をした人等の社会復帰及び生活への支援

(1)就労の支援 (2)福祉・医療制度等の利用支援



8 計画の推進に向けて

(1)協働による計画の推進

本計画の特徴は、「**地域とともに地域の課題を考え、地域福祉を向上させていく**」ということにあります。住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政の取組に加えて、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業、商店なども地域福祉の重要な担い手となります。

町及び社会福祉協議会では、ボランティア、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も定期的に協働の立場で意見交換できる機会を設けて、計画を推進していきます。

(2)計画の進行管理

本計画に定める施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価、改善・見直しを行います。併せて、有識者等による会議を定期的に開催し、施策の評価、方向性見直しの必要性などを検討します。

成果指標や事業の実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

第4期 茨城町地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版 令和7年3月

発 行 茨城町・社会福祉法人茨城町社会福祉協議会

企画・編集 茨城町 社会福祉課 社会福祉グループ

〒311-3192

茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080

T E L 029-292-1111

社会福祉法人茨城町社会福祉協議会

〒311-3131

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1037-1

T E L 029-292-7141